

## 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

## 規 則

○行政組織規則の一部を改正する規則

(人事課)

一

## 訓 令 甲

○文書規程の一部を改正する訓令

(私学文書課)

一

## 告 示

○形質変更時要届出区域の指定の解除

(環境対策課)

二

○生活保護法による施術者の指定

(社会福祉課)

四

○生活保護法による指定施術者の変更の届出

(同)

四

○保安林の指定施業要件の変更の予定

(森林整備課)

四

○建設業許可の取消し

(事業管理課)

四

○都市計画変更の図書の写しの縦覧(四件)

(都市計画課)

五

○土地区画整理事業の換地処分の届出

(同)

五

## 公 告

○人事行政の運営等の状況の公表

(人事課)

六

○開発行為に関する工事の完了

(建築宅地課)

六

## 選挙管理委員会

○不在者投票を管理すべき施設の指定等について

六

## 人事委員会

○公開口頭審理の開催

六

## 雑 報

○公立大学法人宮城大学平成二十八年度財務諸表の公告

六

## 正 誤

## 規 則

○宮城県公報第二八九一号(平成二十九年九月十二日付け)中

六

行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年九月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第五十一号

行政組織規則の一部を改正する規則

行政組織規則(昭和三十五年宮城県規則第七十六号)の一部を次のように改正する。

第九条の表環境生活部の項中「竹の内産廃処分場対策室」の下に、「放射性物質汚染廃棄物対策室」

を加える。

第十三条循環型社会推進課の分掌事務の項第三号中「竹の内産廃処分場対策室」の下に「及び放射

性物質汚染廃棄物対策室」を加え、同条竹の内産廃処分場対策室の分掌事務の項の次に次のように加

える。

放射性物質汚染廃棄物対策室

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出

された放射性物質により汚染された廃棄物の処理の促進に関すること。

第二十一条の四第一項の表環境生活部の項中「竹の内産廃処分場対策室」の下に、「放射性物質汚

染廃棄物対策室」を加える。

附 則

この規則は、平成二十九年十月一日から施行する。

## 訓 令 甲

○宮城県訓令第十五号

文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年九月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

文書規程の一部を改正する訓令

文書規程(昭和四十三年宮城県訓令甲第四号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二号(2)中「竹対策」号 竹の内産廃処分場対策室」を

「竹対第 号 竹の内産廃処理場対策室  
放射性物質汚染廃棄物対策室」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十九年十月一日から施行する。

告 示

○宮城県告示第八百七十一号

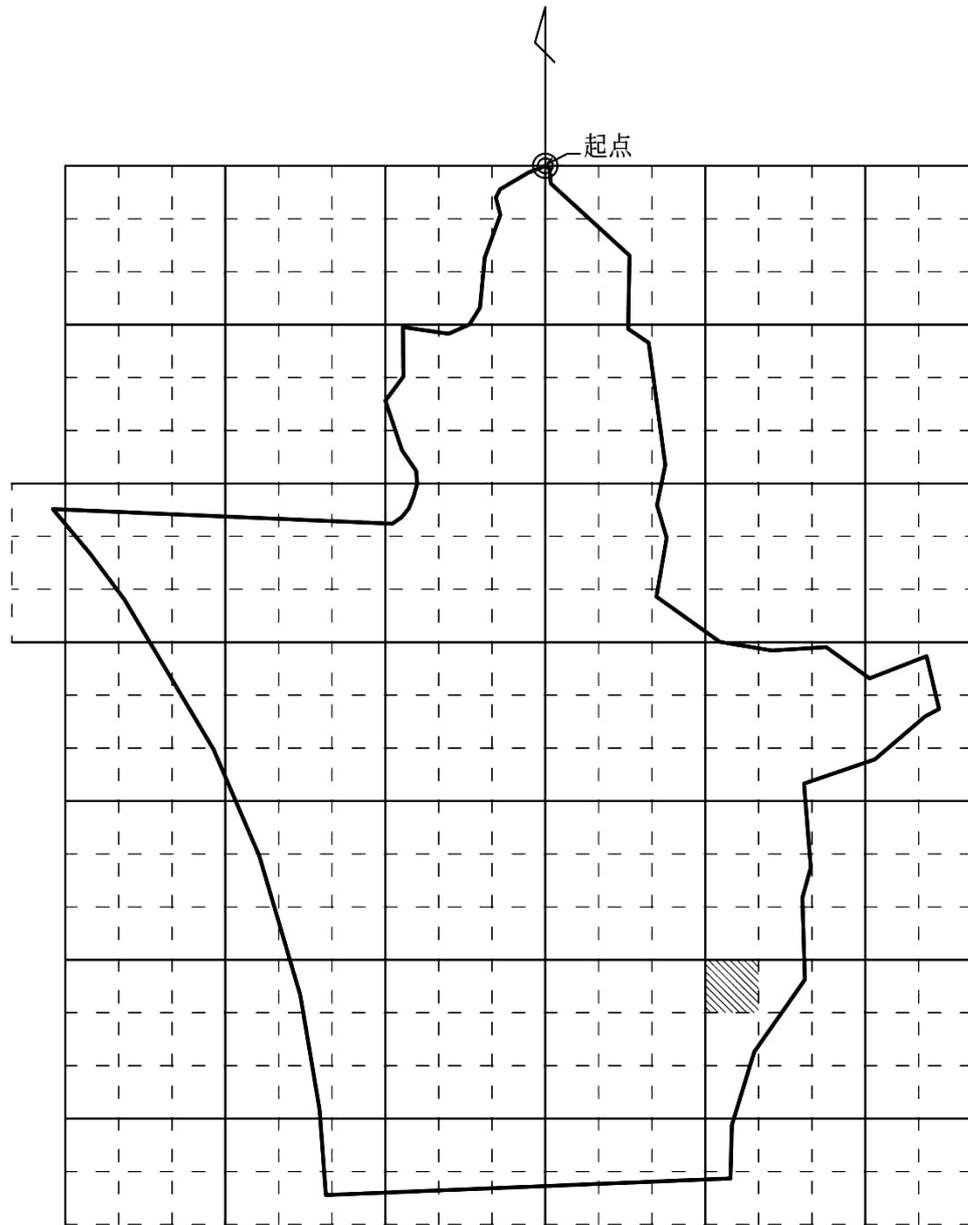
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により指定した形質変更時要届出区域の全部について、同条第二項の規定により次のとおりその指定を解除する。

平成二十九年九月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定を解除する形質変更時要届出区域

富谷市成田九丁目五番一号の一部とし、次の図のとおりとする。



凡 例

 : 形質変更時要届出区域

 : 敷地境界

< 起点 >  
起点は、対象地の北端とする。

< 格子の回転角度 > 0°  
格子の回転角度は、起点を通り東西方向及び南北の方向に引いた線並びにこれらと並行して10m間隔で引いた線により形成される格子を、起点を支点として右回りに回転した角度を示す。

< 区域指定の面積 >  
形質変更時要届出区域の面積 : 100㎡

二 形質変更時要届出区域において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準に適合していなかった特定有害物質の種類

ふっ素及びその化合物

三 形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置

土壌汚染の除去

○宮城県告示第八百七十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、施術者として次のとおり指定した。

平成二十九年九月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	施術所の名称	住所又は施術所の所在地	指定年月日
小野寺 龍一朗	おのぞら接骨院	宮城県七ヶ浜町汐見台二丁目一―五	平成二十九年八月三十一日

○宮城県告示第八百七十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定施術者から次のとおり変更した旨届出があった。

平成二十九年九月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	施術所の名称	住所又は施術所の所在地	変更年月日
金澤 秀紀	マッサージ・指圧ほっとたっち	塩竈市松陽台二丁目十三―十 多賀城市東田中二丁目三十一―十	平成二十九年八月一日
変更前			
変更後			

○宮城県告示第八百七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安

林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十九年九月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
気仙沼市松崎前浜一〇〇の二、一〇〇の七・一〇〇の八（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、唐桑町小長根二五四の二、二五五、二六二の二、二六二の四、二六三（次の図に示す部分に限る。）、二六四の二

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び気仙沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第八百七十五号  
建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消した。

平成二十九年九月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 許可を取り消した年月日  
平成二十九年九月二十日

二 被処分者の商号又は名称等

商号又は名称及び代表者の氏名	主たる営業所の所在地	建設業許可番号 (宮城県知事許可)
大森建設株式会社 大森 裕司	石巻市鹿又字新八幡前三番地	般一二十七 第六千五百九十二号

三 処分の内容

一般建設業許可の取消し

四 処分の原因となった事実

被処分者は、役員が平成二十六年八月二十一日に刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百八条の罪により罰金刑を受けた。その後、平成二十七年八月二十五日に法第八各号の欠格要件に該当しない旨を記載した誓約書を提出し、平成二十七年十月九日に不正の手段により建設業許可を受けた。

このことは、法第二十九条第一項第五号に該当する。

○宮城県告示第八百七十六号

仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十九年九月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

種類 仙塩広域都市計画用途地域

二 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

○宮城県告示第八百七十七号

仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十九年九月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

種類 仙塩広域都市計画特別用途地区

二 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

○宮城県告示第八百七十八号

仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の

縦覧に供する。

平成二十九年九月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

種類 仙塩広域都市計画高度地区

二 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

○宮城県告示第八百七十九号

仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十九年九月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

種類 仙塩広域都市計画防火地域及び準防火地域

二 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

○宮城県告示第八百八十号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第百三条第三項の規定により、次の土地区画整理事業の換地処分について届出があった。

平成二十九年九月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 土地区画整理事業の名称

仙塩広域都市計画事業多賀城駅周辺土地区画整理事業

二 施行者の名称

多賀城市

三 事務所の所在地

多賀城市中央二丁目一番一号

四 換地処分の年月日

平成二十九年七月十四日

公 告

○宮城県の任用、給与、勤務条件等の人事行政運営の全般を明らかにし、人事行政における公正性及び透明性を確保するため、人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成十七年宮城県条例第二十号）第四条の規定に基づき、宮城県の平成二十八年度における人事行政の運営の状況及び人事委員会の業務の状況について別冊のとおり公表する。

平成二十九年九月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十九年九月二十九日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩  
宮城郡七ヶ浜町花渕浜字大山一番二百四

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

東京都千代田区霞が関一丁目三番二号  
日本郵便株式会社

選挙管理委員会

○宮選管告示第百一十一号

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年九月二十九日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示

宮城県公職選挙執行規程（昭和三十一年宮選管告示第十号）の一部を次のように改正する。  
別表第二グリーンライフ仙台の項の次に次のように加える。

特別養護老人ホームオー・ド・エクラ

同 市太白区山田北前町八番一号

附 則

この告示は、平成二十九年九月二十九日から施行する。

人事委員会

○宮城県気仙沼向洋高等学校勤務只野浩二に対する平成二十八年十月十五日付け分限処分について、第一回口頭審理を次により行う。

平成二十九年九月二十九日

宮城県人事委員会

一 日時

平成二十九年十一月三十日 午後一時三十分

二 場所

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県行政庁舎 九階 第一会議室

傍聴券の交付は、審理延入口において先着二十名限り交付します。

なお、傍聴者の入場は、午後一時からとします。

雑 報

○公立大学法人宮城大学理事長から、次のとおり公報掲載の依頼があった。

平成二十九年九月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第三十四条第四項の規定に基づき、公立大学法人宮城大学平成二十八年度財務諸表を別冊のとおり公告する。

平成二十九年九月二十九日

公立大学法人宮城大学

理事長 川 上 伸 昭

正 誤

○宮城県公報第二八九一号（平成二十九年九月十二日付け）中

ページ 段 行

四 下 一

正

平成二十九年  
十月二日

誤

平成二十九年  
十月十六日